

Title	植民地台湾を生きる「家」の諸相：呂赫若(ろかくじゃく)の「財子壽」を中心に
Author(s)	鄭, 卉芸
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 45 P.27-P.45
Issue Date	2011-12-26
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/25098">http://hdl.handle.net/11094/25098</a>
DOI	
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 植民地台湾を生きる「家」の諸相

——ろかくじゃく呂赫若の「財子壽」を中心に——

鄭 卉 芸

キーワード：植民地台湾，日本語文学，呂赫若，戸籍，家

### はじめに

「一視同仁」という統治理念に基づき、民法、商法などの日本本土の法制は早くも一九二一年から日本の植民地支配下の台湾において施行されていくこととなった。その中で、人々の生活に大きな影響を与える民法の規範の適用に関しては、現地における風俗の尊重という日本側の「思いやり」によって、家のあり方と密接な関係を持つ親族・相続編だけが慣習によって定められることとなった。とはいえ、やがて日本の戸籍制度は漸進的に導入され、人々の生活に植えつけられようとしていた。そういった事態は、台湾の人々の持つ家の心象、暮らしにどういった影響を与えたのであろうか。それらの問いを考えるにあたって、本稿では台湾人作家呂赫若によって描かれた「財子壽」<sup>1)</sup>という作品を取り上げることで、日本の戸籍制度と台湾の旧慣が混じり合った家の諸相について考察する。

呂赫若(1914-1951)は、台湾旧台中州豊原郡生れ、地方の地主階級の出身であった。1935年、日本の左翼系文学雑誌『文学評論』に「牛車」という作品で作家デビューを果たした。十二年間の作家生涯において、呂赫若はしばしば台湾の伝統的な家庭における人間関係やその中で抑圧される女性の運命などを作品のモチーフとして取り上げ、伝統的な台湾人の家を描き続けてきた作家として定評がある<sup>2)</sup>。前述したように、戸籍の導入

によって日本の「家」概念は徐々に台湾の人々の生活に浸透していったといえるが、そうした中で呂赫若が描いた台湾人の家は果たしてどのような意味において「伝統的」と言えたのか、本稿において詳しく検討してみたい。

## 1 先行研究と本稿の視座設定

従来「財子壽」に関する先行研究を整理する前に、まず作品のストーリーを紹介しておこう。作品の舞台は「福壽堂」という屋敷内に設定され、当主となるのは周海文という男である。作品のタイトルにもなっているが、周海文にとっては、財産と子孫を増やすことと長寿することだけが人生の全てであり、先妻が亡くなった際には妻の死よりもその結果得た保険金で喜ぶような男である。そのような彼の後添になったのは玉梅というおとなしい女であった。玉梅の出産が近づいた頃、その昔周と関係を持ったために追い出された下女の秋香が戻ってくる。玉梅は秋香と現在の下女素珠に虐められ、やがて気が狂れてしまい、実家の兄に付き添われ、精神病療養所へ送り出されるという結末で幕を閉じる。以上の概要からみると、作品内容は前述した呂赫若の主な創作モチーフ、台湾の伝統的な家における複雑な人間関係やその中に抑圧される女性の運命を反映しているといえよう。これまで、「財子壽」に関する論考の中でも台湾の封建家庭における女性の悲劇とその原因となった家長の背徳行為に集約されたものが大多数である<sup>3)</sup>。そうした中、「財子壽」の読みについて新たな視座を提示した幾つかの先行研究を見てみよう。

まず、台湾文学研究者・柳書琴は上述した「財子壽」に関する諸説の見解を共有しつつも、「財子壽」において以前の田んぼが甘蔗畑に替わったといった風景描写や「福壽堂」の中に「六角庄第三保々正事務所」という部屋の設置など、日本の植民地支配を匂わせる要素が見当たると指摘して

いる。但し、これらの描写はわずかばかりであるため、周家での出来事との関係についての深い分析は行われていない<sup>4)</sup>。

一方、呂赫若の作家研究の第一人者である垂水千恵は、「財子壽」を皮切りに呂赫若の創作技法とテーマの選択の変化に注目した。その変化の原因を呂赫若の主な発表媒体となる『台湾文学』の創刊と庄司総一の小説『陳夫人』の出版および公演との関連に見出し、特に「財子壽」以降の呂赫若の作品特徴に決定的な影響を与えたのは、呂赫若が東京留学の間に『陳夫人』との出会いであったと論じている<sup>5)</sup>。作品の発表媒体や日本の文壇の動向との連関などを基にした複眼的な考察によって、「財子壽」に新たな位置づけを与えようとする垂水の試みは画期的である。だが、作品内容の分析に関しては、従来の見解の域を超えるものではない。

このようにやや紋切り型的な読みを免れない「財子壽」について新鮮な切り口で論述を展開したのは蔡佳真による『「財子壽」論—‘福壽堂’の空間設定について—』<sup>6)</sup>である。蔡の論考は作品の舞台「福壽堂」の空間設定と当主周海文の造形との関係を詳細に検証し、従来の「福壽堂」という封建的な家における女性の運命に重心を置いた諸説と一線を画している。「福壽堂」におけるそれぞれの部屋の機能、それから登場人物の関係と連動する「福壽堂」の内部空間配置の変化を丹念に追っていく論証は興味深い。それだけに、「六角庄第三保々正事務所」という木札を掛けた部屋を単なる応接間として解釈するにとどまる点は腑に落ちない。

以上、これまで「財子壽」にまつわる主要な論考をみてきた。これらの論述を顧みて幾つかの問題点を提起したい。まず、日本人の登場人物は一人もいない、その上、詳細な描写より活写された台湾の風俗慣習で充満する「財子壽」における「福壽堂」はすんなりと台湾の「伝統的」な家として認識される点である。「伝統的」というのは分りやすく便利な言葉であるゆえに、「伝統的」の内実とは何かという根本的な問題があたかも自

明であるかのように認識されている。そもそも、独自の言語・習慣・風俗を持つ諸先住民族と中国大陸の各地からの漢族系移民で構成されている台湾の社会において、台湾の「伝統的」な家とはいったい誰の家を指すのだろうか。また、これまでずっと看過されてきたが、植民地政府によって導入された保甲制度の事務所は既に台湾の「伝統的」な家の一部になっていたといった事態はいったい何を意味するのか。

本稿はこうした問題意識から出発し、まず「六角庄第三保々正事務所」という部屋から「福壽堂」全体を見つめなおし、従来自明視されてきた呂赫若が描いた台湾の「伝統的」な家とはどういうものなのかを考察するものである。その考察に基づき、呂赫若のもう一つの重要な創作モチーフである家において抑圧される女性像を再検討してみたい。そして最後に、この二つの側面から「財子壽」に新しい解釈を与えることにしたい。

## 2 台湾の「伝統的」な家の変移

### 2.1 「福壽堂」という「厝」<sup>すまい</sup>の過去と現在

「財子壽」という作品世界は、まず詳細な風景の描写から始まっている。最初に読者の視界に入ったのは、とある百姓の部落である。三人称の視線を追って、密集した家屋の間を通り、坂をおりると、墓地や草原や道に関する描写が延々と続く。最終的には街に出る唯一の交通道でもなく、町へつづく路でもなく、その外に走っている一本の細い保甲道路の果てに「赤煉瓦葺の門樓」が登場する。但し、三人称の視点はすぐに門樓に入ることはない。その代わりに、門樓の周囲の情景を隅から隅まで流覽していく。そして、物語が始まって三頁のところにきてやっと作品の舞台となる「福壽堂」の名前が現われる。以下に作品における「福壽堂」の建築の輪郭に関する描写を摘記してみよう。

(中略) 門樓の両側から短く整然とかりこんだ観音竹が、藪をつくつて家を圍んでゐる。その上に庭の果樹の葉が陰影をみせてのぞいてゐる。

門樓はもう古い建築で、裝飾を施した壁の色彩や種々の人形が、剥げたり崩れたりして僅かにその跡が残つてゐた。門の上には青い造字で「福壽堂」の額があつた。これも殆ど崩れかけてゐて、蜘蛛が巣を張つてゐる。…… (79)

(中略) 庭に半月形の池があつて、家鴨や鶯鳥が泳ぎ廻つたり池端で眠つたりしてゐる。…… (79)

(中略) 「後龍」(廂房) が四棟控え、その後には甘蔗の枯葉が埋高く積んであり、豚小屋や禽小屋や便所が建つてゐて、一見して古い建築で、人氣の少ないひつそりとした氣配が感ぜられた。…… (79-80)

(中略) 外庭を通つて正廳の前に出ると、そこには又一つの門があつて内庭に續き、電燈がアーチの上につけられてあつた。…… (81)

先行研究をふまえると、この建築は閩南系移民建築だと考えられる。早期の激しい開拓競争を生き抜くために移民建築の特徴として、住宅の土台、壁、窓、出入口から屋根、または内部の空間配置および外部に設けた刺竹林や風水池・垣などの囲いから防禦に対する配慮がなされていると思われる<sup>7)</sup>。また、外敵を防禦する機能が付くのは居住の建物だけではなく、中に住む家族のあり方もそうである。台湾総督府法院判官として台湾の司法整備に関与し、特に台湾人の親族相続法の研究を専門とした姉齒松平は、日本領台当時の台湾の家族制度について以下のように述べている。「(中略) 而シテ領臺當時ニ於ケル本島人ノ家族制度ハ一般ニ大家族制度テアツ

テ其ノ中ニハ數十人カラ數百人ニ及フ家族ヲ擁シテキタノモアル。斯ル家族制度ヲ馴致スルニ至ツタノハ社會ノ治安不備ニシテ匪賊横行スル為多數ノ家族集團シテ此等ノ外敵ニ當ル必要カアツタカラテアル<sup>8)</sup>。

ともあれ、物語が始まった時点で既に廃類し、人気のない「福壽堂」が暗示しているように、その中の住人の有様は昔のままではない。ここにきて、そろそろ登場人物が紹介されてもいいところだが、三人称の視線は「福壽堂」の現在の住人に移る前に、先に古びた「福壽堂」における一風変わった部屋に留まる。

(中略) ただ一番門樓に近い一棟の末端の部屋だけは、壁も眞白にぬつてあり、門扉も青色で美しく、室内も綺麗に掃除が行届いて、應接用の「交椅」が置かれてある。門口には「六角庄第三保々正事務所」と書いた大きな木札が懸かつてゐた。…… (80)

前述のように、「福壽堂」のまるで小さな城郭のようなつくりからは、日本の台湾領有前の様々な家の様相を窺い知ることができるといえるが、それでは「福壽堂」の一部となる「六角庄第三保々正事務所」は何を物語っているのだろうか。その手がかりを探るため、まず「保正事務所」と繋がる保甲制度から考えてみよう。

保甲制度とは、中国宋代の王安石による「新法」で確立された制度である。明・清の時代においては重要な国家の対地方統制機構として活用されていた。日本領台後、「土匪」鎮圧など治安維持のために後藤新平民政長官の提案によって導入された<sup>9)</sup>。初期の機能は、警察の補助機関として働くこと、地方行政業務を負担することと「匪賊」の掃討を担当することであるが、遠藤正敬はその保正一甲長一保甲民という垂直支配関係は既に戸長一戸主一戸員という日本の家制度に照応していると指摘している<sup>10)</sup>。やがて、一九〇三年五月二十日発布の「保甲条例施行細則標準」により、

住民の戸口調査は保甲制度が負担すべき事業であると定められた。以来、戸口上の異動を届出るのは各戸の家長の義務とされ、それが甲長、保正、警察官吏という順序で報告されることとなったのだった<sup>11)</sup>。

このように、日本から導入された戸籍制度は保甲制度を通して、徐々に台湾の人々の暮らしに浸透し、その家のあり方と接点を持つようになった。こういった点から見れば、「福壽堂」の中に設置された「保正事務所」は、植民地台湾における家と保甲制度、即ち日本の戸籍制度との密接な関係を語るものとみることができるのではないか。もしそうであれば、台湾の「伝統的」な家と思われる「福壽堂」は、戸籍制度の影響を受けて一体どのような様相を呈しているのであろうか。さて、それではそろそろ「福壽堂」の中に足を踏み入れてみよう。

## 2.2 「福壽堂」という「家」の過去と現在

周家の先代当主の周九舎は日本領台後、米の売買事業に成功し、金満家となって「福壽堂」を構えた。周九舎は生前三人の妻、一人の養子、四人の実子がいて、その内三人の息子は既婚で、既に六人の孫が生れた。正妻と養子は早死し、第三夫人は他の男と通じたことが発覚し、農家の嫁に出されたが、「福壽堂」は多いときには十八人以上も住んでいた家である。しかし九舎の死後、そこには六人のみが住む家となってしまった。「福壽堂」の現在の当主は周海文である。彼は四十歳に近く、「金満家らしい白い皮膚と花車な體格を持ち」、「社交を好まず」、「非常に個人的」で、「物質的で自分の利益のためにはいかなる手段をも躊躇し」ない「吝嗇坊」として描かれている。父親九舎の死後、九舎と第二夫人桂春の実子である周海文と周海山は、九舎と第三夫人の実子たちを説得し、思惑の違いはありながら、母親が泣いて反対したのを無視して、率先して分家を進めた。理由はほかでもなく、財産のためである。ここで注目に値するのは分家の際

に「福壽堂」の処置に関する描写である。

(中略) この後龍の部屋数は四棟合せて約二十間あつて、分家以前は兄弟達がすんでゐたが、分家の際に、在來の等分主義を排して家宅全部を一人の持物にするといふに議論が決り、抽籤の結果、今の主人の持物に歸すると、古い建築よりも新鮮な洋館に憧れてゐた兄弟達は、早速各自の土地に洋館を建てて引越し、それ以來、空けたまはずつと鍵が掛けられてきたのである。…… (80-81)

上の引用文が示唆するように、本来中国語でいう「分家」、即ち家産を分割すること<sup>12)</sup>と、日本語の「分家」、つまり戸籍を分割して分家を創設することとはニュアンスが違う。家産は複数の直系卑属男子による共同相続を行う台湾<sup>13)</sup>において、「分家」しても同居するのが一般的にみられるのは、家宅まで分割して分配するために、相続した人々は全員住む権利をもつのである。一方、日本の「分家」には、別居する条件は特にないが、家宅(本家)はそもそも戸主の個人財産であり、分割して相続されることはない。「財子壽」において、「在來の等分主義を排し」た分家の結果、「福壽堂」は著しく性格の変化を遂げて個人の家となった。ところが、日本と違って、この個人の家は自動的に戸主(長男)によって相続されることはなかった。周家の長男である養子は既になくなった中で、次男の周海文が「福壽堂」を手に入れられたのはあくまでも「抽籤の結果」であった。このような周家の「分家」の仕方の中に、台湾と日本の家の作法の混淆が示されている。そのためか、個人財産、家宅までを所有することができた周海文の「この家は俺のものだ」、「この家はみんな俺のものだ」との言葉が響き渡る「福壽堂」は、明治民法により強い戸主権が与えられた戸主が率いる日本の家を連想させる。

以上、空間設定と分家を経てその性格の変化から台湾の「伝統的」な家

と思われる「福壽堂」の内実を考察してきた。以下ではこれまで台湾の封建的家庭における女性の運命という「財子壽」の定型的な読みを突破するために、台湾の慣習と日本の戸籍制度が混じり合う家という視座から、「福壽堂」における女性像について検討してみたい。

### 3 「福壽堂」の女たち

分家を経て、周海文がやがて一人で「君臨」する「福壽堂」の中には、何人かの主要な女性登場人物たちがいる。先代当主周九舎の第二夫人である桂春夫人、現在の当主周海文の後妻である玉梅、昔の下女である秋香と現在の下女である素珠の四人である。家における「母」、「妻」、「下女」、それぞれのポジションは如何なる関係性を持ち、「福壽堂」における女たちのゆくえを左右したのか。まずは「財子壽」全篇を通して、耳障りになるほど繰り返し描かれた後妻玉梅の沈黙からみてみよう。

#### 3.1 「母」になれなかった「妻」

玉梅はもともと金満家のお嬢さんであったが、二人の兄が阿片吸引によって家産を使ってしまったために、内職を長く続けて家計を助けているうちに婚期を逃してしまった。仲に立つ人が女好きな周海文の後妻になることを持ちかけてきた時、性質が従順な玉梅はすんなりと既に三十を越えた自分の運命を受け止めたのだった。しかし、金満家の妻になった玉梅を待っていたのは、裕福で楽な生活ではなかった。先妻の子供に扱き使われ、「吝齋坊」の夫の機嫌を気遣いながら、玉梅は文句一つ言わずにおとなしくそういう日々を送っていた。こうした婚後生活は決して玉梅という一人の女性に限ったものではない。一九二四年、八歳の時に台湾に渡り、二十代の頃から台湾の民俗調査をしてきた池田敏雄は、台湾人の女性の結婚生活について次のように述べている。「既に子供の母親になった者と、然ら

ざる者とは、家庭に於ける地位が異なる。彼女は初産児を得るまでは家庭の単なる働き手としての存在しか認められない。夫に対しても亦男児を得てはじめて、正式に妻としての待遇を受けることが出来る。不妊症の女は俗に朧母（Tun-bu）といわれ、精神的な苦痛を甘受せねばならない。<sup>14)</sup>」

正妻であるが、玉梅はまだ出産していない。その理由があつてか、昔の下女秋香と今の下女素珠からの虐めに対して、玉梅は終始沈黙で対応していた。それでは、再び「福壽堂」に戻った元下女の秋香は、なぜ正妻の玉梅を無視した振る舞いのできたのか。作品において、二十代からずっと作男として「福壽堂」で働いてきた林溪河の視点が導入され、その理由が述べられる。七年前、秋香は周海文と関係を持ち、妊娠してしまい、当時の先妻に南部へ嫁に行かせられた。しかし、今となって情勢が変わった。まだ出産していない玉梅とちがって、秋香は七年前に周海文との間にできた男の子<sup>15)</sup>を連れてきた。それに、秋香は海文が何度か下女の素珠の後姿を盗み見ていたことに気付き、二人が情事に及ぶようにひそかに按排していた。周海文の女好きの癖をうまく利用して、周と血の繋がった男子を持った秋香は、女の子を出産した間もない玉梅の前で、堂々と「あたしには歴とした亭主が居るのですからね。さあ、追ひ出して御覧！」と宣言した。

それを聞いた玉梅が出来るのは「ただ自分の小脇に寝かしてある女の嬰兒を眺めて涙をのみ込むだけ」であった。物語の中心人物の一人であるにも拘わらず、玉梅は作中のその時点までに発した科白はたったの二つ、それも家族の正式な構成員ではない作男の林溪河と交わした会話のみである。長期間の忍耐、沈黙の末に夫と女中との情事に気付いた玉梅はやがて気が狂ってしまう。皮肉にも、正氣の時に殆ど言葉を発していなかった玉梅は、狂気に陥ってから、ようやく苦悲の沈黙を打破することができたのだった。新生の女嬰に向けて叫んだ「泣き蟲。泣き蟲。お嫁に行くのかい。お乳ものまないでお嫁に行きたいの。泣き蟲。」という台詞は、「福壽堂」におい

て泣き続け、苦しみを堪えてきた玉梅自身の運命を物語るものでもある。興味深いのは、玉梅が気狂いとなったのと同時に起こった姑の桂春夫人の死であった。「福壽堂」の中心にある「正廳」の左と右の部屋で同時に起こった死と狂気は一体どういう関連をもっているのか。桂春夫人の葬式において道士が歌った「十二月懐胎」という唄の中にその手がかりがあるかもしれない。

まず、筆者が調べたところによれば、台湾において葬儀の際に歌われる「十二月懐胎」という唄は見当たらない。一方、長年台南地方法院検察局の通訳として勤め、検察局の中で台湾語研究会を主催した片岡巖<sup>16)</sup>の執筆した『臺灣風俗誌』には、ある僧侶の歌が記載されている。曲名とは思えないが、歌詞の前に「十箇月間懐胎之歌」という紹介が書かれている。その歌詞には「妊娠から出産、そして養育に至るまでの、数々の母性の勞苦」という上述した「十二月懐胎」の内容と思われるものが含まれている。そして、歌詞の紹介の最後に「此の歌は和尚が供養に頼まれた際唱ふるものにして、後者に死者の艱難辛苦して子孫を養育せしことを記憶せしむるために唱ふものなり」という説明が付け加えられている<sup>17)</sup>。つまり「十箇月間懐胎之歌」の後半部は「十二月懐胎」と歌の内容が重なる上に、その用途も類似しているのだ。また、よくよく考えれば、女性の妊娠期間は普通十二ヶ月ではなく、十ヶ月となるはずである。以上幾つかの理由に基づき、「十二月懐胎」というのは、おそらく作者の呂赫若の書き間違い、もしくは印刷の間違いという可能性が高いといえよう。その真相については知りようがないため、仮設に過ぎないが、「十箇月間懐胎之歌」から、玉梅の狂気と桂春夫人の死との関係性を探ってみることにする。やや長い引用になるが、「十箇月間懐胎之歌」の後半の歌詞は以下の通りである。

ザブゴエホアイタイトオヅヌニウシス    ハイリイソイロラ    オオアオオアアリアヌヂアヌハウサアシア  
十月懐胎都脱娘身。孩兒生落。啊啊啊々連天哮三聲。

コンボオチウキヌザウライ ア ゼエベエツヌ バウベエロラ ニウシウシミアキイリアウツツア  
 公婆就緊走來聽。臍未斷。肥未落。娘身生命去了一大  
 コア チツホエヌンホエトオチウニイボラ サアホエ シイホエトオトオカアシイコエ リヲ  
 携。……。一歳二歳都手裡抱。三歳四歳都土脚四界趨。  
 ゴオホエラツホエトオエエキイヂツトラ チツホエベエホエサンイイキイロラハク カウホエザブホエザイ  
 五歳六歳都能去娼娼。七歳八歳送伊去落學。九歳十歳知  
 ジヌスウ ザブイツザブジイザブサアザブシイタクゼエコオカウチアクウジヌ ザブゴオザブラクヂオンチヌ  
 人事。十一十二二十三十四讀册考校成舉人。十五十六中進  
 スウ ザブチツザブベエツアシヌブウ ラムムオミトオオオフツ  
 士<sup>18)</sup>。十七十八娶新婦。南無阿彌陀於々佛。

十箇月になれば満月となり、愈々妊婦の體より生れ出づる、生れたる  
 其の子は男子<sup>ママ</sup>であつて勢よくおぎあへと三聲斗り啼き立てる、祖  
 父や祖母は走つて來て其泣聲を聞く、臍の緒も斷れず胞衣も落ちぬの  
 で産婦は尙未だ夢中で居る、……。それから一、二歳の中は母の懷中  
 に抱かれ居るが、三、四歳となると地上でも何處でも這ひ廻はる、五、  
 六歳になれば獨り遊びが出来る様になり、七、八歳となれば學校に出  
 して勉強なさしめ、九歳十歳となりて世間の事柄を知り、それより漸々  
 勉強して十三、四歳にて舉人の考試に合格し、十五、六歳となつて進  
 士となり、十七、八歳に至り新婦を娶るのであると

歌詞の日本語訳において、最初から嬰兒が男子だと述べられているが、  
 元々の台湾語の歌詞においてはそうではない。だが、歌の終わりに近づく  
 と、子供の成長に伴い、学校を出て挙人や進士の身分の獲得、そして最終  
 的に嫁を迎えることの叙述によって、子供の性別が明かされる。要するに、  
 それまで歌に描写されている女性が「妊娠から出産、そして養育に至るま  
 での、数々の母性の勞苦」を奉獻する対象は男子であることが明かされる。  
 歌詞の中に表象された「母」は、男児を生み、育てる「母」に限定され、  
 男性系統の家を存続させるための女性の役割が明確にされている。そこで、  
 桂春夫人という「母」の死と共に起きた玉梅の狂気は、彼女が家の求める  
 「母」という役割を果たせなかったことを仄めかしているのだ。

生前桂春夫人が起居していた「大房間」は、文字通りに解釈すれば、「大

きな部屋」となるが、実際「大」は部屋の大きさよりも、家における地位を意味するものである。台湾の家の空間配置は「左尊右卑」と「内尊外卑」という観念に従っているため、左側の部屋は家の尊属の部屋である。その中でも「正廳」の左隣の部屋は一番地位の高い尊属の部屋となる。周家の家族構成からみれば、本来桂春夫人の死後、いずれ「正廳」の右側に住んでいた玉梅は夫とともに桂春夫人の元の部屋に引越すはずである。あいにく、家が求める「母」になれず、狂気に陥った玉梅は、いうまでもなく「大房間」に引越すことがなかった。「母」になれなかったことはやがて玉梅を狂気の域に追い詰めたが、そうなった途端に彼女の狂気は家を撃つ。「十二月懐胎」／「十箇月間懐胎之歌」に現れた「母」像に深く感動し、涙した人々は玉梅の乱入によって、それまでの感動が薄れてしまい、「母」の死を弔う神聖な葬式も、暴れた玉梅と兄らの争う姿によって、おどけたものにまでなってしまった。やがて、玉梅は精神病療養所に送られることになったが、兄と涙顔にした老母の同伴で「福壽堂」を離れる日に、彼女は「げら〜と笑つてゐた」。

この節で注目した後妻玉梅の寡言と対照的なのは元の下女秋香と、いまの下女素珠の饒舌である。作中において二人が玉梅に対する言動は目に余る。その様子を見て臨時の洗濯婦の紅葉嫂は思わずに「あれでは下女が奥様で、奥様が下女ではありませんか」という言葉を発した。それは「下女」が家の「奥様」、つまり「妻」との地位の反転という普通では考えられない、不思議な状況を表す一言であった。次の節では、「福壽堂」における「下女」と「妻」の間に起こる虐めの根源を探ってみよう。

### 3.2 「同居人」になった「下女」

「福壽堂」の現在の下女素珠に関する描写を見ると、彼女の年齢、顔・体つきの特徴などの最後に、「戸籍上では同居人となつてゐた」とやや唐

突な紹介が綴られている。にも拘らず、何故そのことは特筆に値したのか。まず、台湾でいう「下女」（台湾語で「査某嫻」）がどのようなものであったのかについて見てみよう。

領台当時の台湾において、何種類かの女兒取引の慣習があり、「査某<sup>ザ</sup>嫻<sup>ボカン</sup>」はその中の一つであった。発生理由は下層社会の貧困問題にあり、取引の方式は主に金銭と引き換えに生家は娘に対する一切の権利を喪失することである。十三歳で「福壽堂」に入ったと描かれている素珠のように、売買される女兒はほとんど十代前半、既に様々な家事労働を負担できる年頃であった。それに、秋香と素珠が周海文に肉體關係を迫られたことから窺い知れるが、台湾において成人になった「査某<sup>ザ</sup>嫻<sup>ボカン</sup>」は事実上家長の妾となることが多い<sup>19)</sup>。こういった「査某<sup>ザ</sup>嫻<sup>ボカン</sup>」の慣習は日本が台湾領有した後も認められ、戸籍上は「査某<sup>ザ</sup>嫻<sup>ボカン</sup>」と記されたが、一九一七年十一月七日の覆審法院による判決は「査某<sup>ザ</sup>嫻<sup>ボカン</sup>」の慣習を「所謂公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスルモノ」と看做し、その契約の有効性を否定するものであった<sup>20)</sup>。翌年以後「査某<sup>ザ</sup>嫻<sup>ボカン</sup>」は戸口調査簿などの公文書における新規登録を受理されなくなった。しかし、法律上で禁止されるようになったから、慣習そのものがすぐ消えるわけではない。その残存の状況に関して、杵淵義房は以下のように述べている。「査某<sup>ザ</sup>嫻<sup>ボカン</sup>制度は大正六年以降国法上認められないことになったけれども、經濟的利害關係に根ざした所の強い根柢に因るものであるから、短時日の間に到底之を一掃することが出来るものでない。果せる哉該制度は養女、養媳、同居寄留人等の名目の下に、現今に於ても尚ほ暗黙の間に依然として實現されてゐる<sup>21)</sup>」。

「福壽堂」を含め多くの家々は、強いられた戸籍制度をこのように逆手にとって、養女や「同居人」などの名目を利用して、女兒売買の慣習をうまく親子の家族形態として偽装し、「文明」の仮面を取得した。こういった台湾の旧慣と戸籍制度が結んだ共犯關係は、「財子壽」において戸籍制

度の浸透と密接な関係がある「保正事務所」の空間配置によって巧妙に表現されている。

(中略) この部屋〔六角庄第三保々正事務所〕は門樓と殆ど隣接してあるので、庭の一部しかみえず、正廳の方はまるでみえなかつた。……。場所が人家から離れた寂しい所である上に、かうした應接室をつくつてあるので、人々は餘計にこの家の内部の様子が分らなかつた。しかし主人にいはせると、これは女の家族が來客に見られるのは道德上よくないので、それが見えないうに特にさうしたのであると、自分の家の教義を一切さるるのである。…… (80)

また一方、こういうことも考えられるのではないだろうか。戸籍登録制度を通じて、表面的にはあるが、「査某嫻」<sup>ザボカン</sup>はそれまでの女奴隸という身分から「同居人」になることができた。そして、「査某嫻」<sup>ザボカン</sup>に対して開かなかつた道は、法律上において、「同居人」に開く可能性がある。ここにおいてまず、過去と現在の「福壽堂」の家族構成について思い起こそう。「福壽堂」の先代当主周九舎には、三人の妻がいた。もっと正確に言えば、一人の妻がいて、そして妾の第二夫人と第三夫人を迎えた。それとは対照的に、現在の当主周海文は大の女好きだと描かれているわりに、一人の妻しか持たず、言わば日本の戸籍制度が理想とする一夫一妻の婚姻関係を維持している。このように夫妻婚姻は次第に衰微していく過程で、「妾」の減少とともに、「妻」はより流動的な存在になったと考えられる。つまり、以前は家長の妾であつた「査某嫻」<sup>ザボカン</sup>はいま「同居人」という地位をあてがわれて、「妻」の有力候補になる可能性が生じたのではないか。

貧困が故に生家の親に売られて「福壽堂」に入り、秋香と素珠は本来桂春夫人、周海文の先妻の阿銀や、金満家のお嬢さんだった後妻玉梅が担わせられた家庭労働を代わりに忍受した上に、周海文の「慰み物」になつて

いた。しかし、肉体労働と肉体関係を強いられたにもかかわらず、またしても家から出される運命に陥る。妻の玉梅に対して酷い仕打ちを行った秋香と素珠は一見加害者に見えるが、「下女」と「妻」の間の複雑な事情は「加害」と「被害」という二項対立では捉え切れない。特に先妻の阿銀の意思によって、一度「福壽堂」から追い出された秋香からすれば、先手を打って毒を以て毒を制すほかに、自己救済の方法がなかったのである。

### おわりに

以上、本稿では「六角庄第三保々正事務所」という部屋から「福壽堂」を見つめ直すことで、「財子壽」に新たな解説を与えることを試みた。「福壽堂」という家のあり方から考えれば、従来自明視されてきた呂赫若が描いた台湾の「伝統的」な家とは、戸籍制度の浸透によって台湾の旧慣と日本の家概念が交じり合った様相を呈した植民地台湾ならではの家であるといえよう。この家において、「母」になれなかった「妻」はやがて狂気に追いやられ、戸籍上の「同居人」たちは次々に肉体的に搾取された後、吐きすてられていった。「財子壽」において元下女の秋香はまるでその全てを見通したように、台湾の旧慣と新しく導入された日本の戸籍制度と手を結んだ「福壽堂」を眺めて、こう語った。

「ここから眺めると、この家もいい家ね。けれど部屋の中に入ると気がくさくさするわ。どうしたのでせうね。溪河伯」

(中略)

「年寄りには年寄りで死にかかっているのに死なないし、若い者は若い者で毎日變なことをいつて厄介をかけるし、この家も變になつたわね。」(118)

## 注)

- 1) 初出は『台湾文学』2巻2号、1942.3である。本稿は呂赫若の作品集『清秋』清水書店、1944の復刻である河原功監修『日本植民地文学精選集039〔台湾編〕14』ゆまに書房、2001を参照する。
- 2) こういった見解を示したものとしては葉石濤「清秋——偽装的皇民化謳歌」『小説筆記』台北：前衛出版社、1983、pp. 84-90、林瑞明「呂赫若的『台湾家族史』與寫實風格」陳映真ほか『呂赫若作品研究』台北：聯合文學出版社、1997、pp. 57-78などが挙げられる。
- 3) 注2と重なるものを除いて管見の限り、尾崎秀樹「決戦下の台湾文学—植民地の文学—」『文学』29巻12号、岩波書店、1961、野間信幸「呂赫若—孝を描いた台湾人作家」『東洋大学中国哲学文学科紀要』創刊号、1993、許俊雅「冷筆寫熱腸—論呂赫若の小説」『台湾文學散論』文史哲出版社、1994、呂正恵「殉道者—呂赫若小説的『歴史哲學』及其歴史道路」林至潔譯『呂赫若小説全集』聯合文學、1995、朱家慧『兩個太陽下的台灣作家—龍瑛宗與呂赫若研究』台南市立藝術中心、2000などが見られる。
- 4) 柳書琴「再剥く石榴——決戦時期呂赫若小説的創作母題（1942-45）」前掲『呂赫若作品研究』pp. 153-155
- 5) 垂水千恵『呂赫若研究』風間書房、2002、p. 208
- 6) 『熊本大学社会文化研究』5号、2007、pp. 111-127
- 7) 郭 中瑞・堀込憲二『中国人の街づくり』相模書房、1980、p. 180。また、康銘錫『台湾古厝圖鑑』貓頭鷹出版社、2003、pp. 24-25において概ね「福壽堂」の描写と一致する見取図が見られる。
- 8) 『本島人ノミニ關スル親族法竝相續法ノ大要』臺法月報発行所、1938、p. 42
- 9) 鶴見祐輔『後藤新平』第2巻、勁草書房、1965、pp. 155-156
- 10) 遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍——満洲・朝鮮・台湾』明石書店、2010、pp. 139-143
- 11) 『台湾私法』第2巻上巻、臨時臺灣舊慣調査会、1910-1911、p. 451
- 12) 滋賀秀三は著作『中国家族法の原理』創文社、1967、pp. 68-85において、中国語でいう「分家」について詳しく論及している。
- 13) 前掲『台湾私法』第2巻下巻、p. 548
- 14) 池田敏雄「福建系台湾人の妊娠祈願及び妊娠察知に関する習俗」末成道男編『池田敏雄台湾民俗著作集 下巻』緑蔭書房、2003、p. 253（初出『民族学研究』第一八巻第一—二号、1954.3）
- 15) 秋香が連れてきた子供の性別を明記した箇所は二つある。最初の箇所（p. 100）は「男の子」と記されたが、二箇所目（p. 102）は何故か「女の子」

と書いてある。但し、最初の箇所において地の文の記述以外に、会話文の中にも「息子さんですか」という裏づけが出ている。

- 16) 『台湾総督府職員録』、1920、p. 96
- 17) 片岡巖『臺灣風俗誌』台湾日日新報社、1921、pp. 337-340
- 18) 「進士」は「進士」の間違いだと思われる。
- 19) 「査某<sup>サボカン</sup>嫻」の慣習に関する説明は杵淵義房『臺灣社会事業史』徳友会、1940、pp. 623-626を参照。
- 20) 判決内容の詳細については同前、pp. 649-650を参照すること。
- 21) 同前、p. 650

(大学院博士後期課程学生・日本学術振興会特別研究員)

## SUMMARY

**Diverse Aspects of "a Home" Living in Colonized Taiwan: Lu Heruo's  
"Wealth, Sons, and Long Life"**

Kiki CHENG

The purpose of this paper was to discuss various aspects of the changes of the idea people had towards "a home" in colonized Taiwan through analyzing Lu Heruo's (1914-1951) novel, "Wealth, Sons, and Long Life" (1942).

Due to the fact that "impartiality" was Japan's ruling principle towards its outlying territories, the legislation of inner lands, such as the civil law, the commercial law, was enforced in colonized Taiwan as early as 1921. However, given that the sudden enforcement of the civil law would have had a big impact on people's life, kinship and inheritance related legislation, which correlated with the idea people had towards "a home," remained determined by local customs.

Nevertheless, the Japanese family registry system was progressively introduced and applied to people's living. What kind of influence did such situation have on the idea people had towards "a home"? To answer that question, this paper aimed to discuss different aspects of the home, Fukujyu-Do, that presented a confused mixture of Japanese family registry system and Taiwanese customs in Lu Heruo's "Wealth, Sons, and Long Life".